

○広報きつきに掲載する広告の取扱いに関する要領

(平成 20 年 4 月 21 日杵築市告示第 46 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、杵築市広告掲載要綱(平成 20 年杵築市告示第 2 号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、杵築市の市報に対する広告物の掲載(以下「広告掲載」という。)に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第 2 条 市報に掲載する広告物は、要綱第 4 条を遵守しなければならない。

(広告の種別等)

第 3 条 広告の種別、規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種別	規格(1 コマ当たり)	掲載料(1 回 1 コマ当たり)
1 号広告	2 色、たて 45mm×よこ 90mm	10,000 円

2 前項の表で定める 1 号広告の色は、1 色を黒とし、他の 1 色は表紙及び裏表紙を除く発行月で使用する色を使用するものとする。

3 第 1 項の表で定める広告の規格については、2 コマまでのスペースを使用して 1 件の広告とすることができるものとする。

4 連続して 5 か月以上掲載を希望する場合においては、5 か月分につき 1 か月分無料で広告を掲載するものとする。

5 広告を連続して掲載できる期間は、最長 12 か月とする。

(広告掲載場所)

第 4 条 広告の掲載位置及び種別は、次の表のとおりとする。

掲載位置	種別
14～17 ページの最下段(横に 4 コマまで)	1 号広告

(広告の掲載期間)

第 5 条 広告の掲載期間は、発行号単位とする。

(募集方法)

第 6 条 広告主の募集は、広報きつき、杵築市公式 Web ページ等で広く行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第 7 条 広告掲載を希望する事業者は、広報きつき広告掲載申込書(様式第 1 号)に必要事項を記入し、次に掲げる資料等を添えて、掲載を希望する広報の発行日の属する月(以下「発行月」という。)の前々月の末日までに市長に提出するものとする。

(1) 広告の原稿案

(2) 広告に関する事業の説明資料

(3) その他広報担当で指定する資料等

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、広報きつきへの広告掲載の可否を発行月の前月 15 日までに決定し、広報きつき広告掲載決定通知書(様式第 2 号)又は広報きつき広告非掲載決定通知書(様式第 3 号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第 8 条 広告の掲載希望が競合した場合の優先順位は、次の表のとおりとする。

順位	広告の掲載を希望する主体
1	国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
2	私企業のうち、公共的性格のある企業で市内に事業所等を有するもの
3	順位 2 以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの
4	その他、掲載する広告として適当であると認められるもの
5	1~4 にかかわらず、過去 1 年以内に第 13 条に定める広告掲載決定の取消しを受けた者

2 前項の表で定める優先順位が同じ順位となる申込みがあった場合は、申込みが早い者を上位の順位とする。

(疑義)

第 9 条 広告掲載の可否、広告の内容その他広報きつきへの広告掲載の適正な運営に関して疑義が生じた場合は、要綱第 7 条の規定により杵築市広告審査委員会において協議を行うものとする。

(版下原稿の提出)

第 10 条 広告掲載決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、別に指定する期限までに版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 11 条 広告主は、別に指定する期限までに広告掲載料を納付書ごと一括して納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第 12 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 掲載した広告に関連して第三者に与えた損害は、広告主が賠償するものとする。

3 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載決定の取消し等)

第 13 条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 版下原稿を期限までに提出しなかったとき。

- (2) 広告掲載料を期限までに納入しなかったとき。
- (3) 広告の掲載決定後、当該広告を掲載することで、広報きつきの公共性を害するおそれが生じたとき。
- (4) 広告主がやむを得ない事情により広告掲載の取消しを申し出たとき。この場合、広報きつき広告掲載取消申出書(様式第4号)に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。なお、第11条で定める広告掲載料の納付期限が経過しているときは、広告掲載料の還付はしないものとする。
- 2 市長は、前項により広告の掲載の決定を取り消したときは、広報きつき広告掲載決定取消通知書(様式第5号)により、当該取消しの決定を受けた者に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(免責事項)

第15条 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何にかかわらず賠償する責任を負わないものとする。

附 則

この告示は、平成20年5月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

広報きつき広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

広報きつき広告掲載決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

広報きつき広告非掲載決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第13条関係)

広報きつき広告掲載取消申出書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 13 条関係)
広報きつき広告掲載決定取消通知書
[別紙参照]